様式第１号（第５条関係）

　　　年　　月　　日

鳥取県　　　　　　　所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　－

 申請者　　住所

 建売事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

 　　電話

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助対象住宅登録申請書

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱第５条第１項に基づく補助の対象となる建売住宅の登録をしたいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金 |
| 算定基準額 | 　　　　　　　円 |
| 登録申請額 | 　　　　　　　円 |
| 添付書類 | １　とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業建売住宅建設等計画書（様式第２号）２　配置図及び平面図 |

様式第３号（第５条関係）

第　　　　　　　　　号

年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

 鳥取県　　　　　　　　　所長　　印

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金補助対象住宅登録通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあったとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金補助対象住宅登録については、下記のとおり登録を決定したのでとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録年月日 | 　　　　年　　月　　日 | 補助金交付申請期限 | 令和　　年　　月　　日 |
| 登録区分 | 県産材 | 使用量　　　　　　　　　　　　m3・m2 |
| とっとり健康省エネ住宅 | 性能区分 |
| 所在地（地名・地番） |  |
| 延べ面積 | ㎡ | 階　　数 | 階建 |
| 着工予定日 | 　　　　年　　月　　日 | 販売開始予定日 | 年　　月　　日 |

【補助対象住宅の登録に関する注意事項】

１　登録住宅の購入者は、登録通知書に記載された登録区分に応じた補助金を受けることができます。

・実際の住宅建設において、県産材の使用量が10ｍ3又は内外装材で20m2に満たない場合は、補助金を受けられません。

２　登録住宅購入者に本補助金が交付された場合、この登録の効力は失われます。

３　補助金交付申請期限までに申請がない場合、住宅購入者は本補助金を受けられません。

４　住宅の建設を中止した場合や、設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなった場合は、速やかに当事務所に登録辞退の届出を行ってください。

５　他の事業者に登録住宅を承継取得させた場合、取得した者は当事務所に「地位承継承認申請」を行う必要があります。地位承継の承認を受けないまま販売された場合、住宅購入者は本補助金を受けられません。

様式第４号（第６条関係）

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金補助対象住宅登録辞退届出書

　　年　　月　　日

鳥取県　　　　　　所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　－

申請者　 住　所

業者名及び代表者職氏名

電　話　　　　　－　　　　　－

　　　年　　月　　日付第　　　号により登録の決定を受けたとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金補助対象住宅について、下記理由により登録を辞退したいのでとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱第６条の規定により届出ます。

記

　辞退理由

様式第５号（第８条関係）

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金補助対象住宅地位承継申請書

　　年　　月　　日

鳥取県　　　　　　所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　－

申請者　 住　所

業者名及び代表者名

電　話　　　　　－　　　　　－

　　　年　　月　　日付第　　　号により登録の決定を受けたとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金補助対象住宅に係る建売事業者の地位を承継したいので、とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録年月日 |  |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 建売事業者 |  |
| 承継事業者 |  |
| 添付書類 | ・とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金補助対象住宅登録通知書（様式第３号）の写し・承継取得に係る契約書の写し |

様式第７号の１（第10条関係）

※国費を財源とする他の補助金の交付を受けずにZEHを新築する者以外

番　　　　　　　　　号

年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　　　所長　　　印

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・とする。

２　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　　（１）算定基準額　　　金　　　　　円

　　（２）交付決定額　　　金　　　　　円

３　交付額の確定

　　本補助金の額の確定は、補助事業の実績についてとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱（令和４年　月　日付第　　　　　　　　　　号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第４条第２項の規定を適用して算出した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　補助規程の遵守

　　本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第７号の２（第10条関係）

※国費を財源とする他の補助金の交付を受けずにZEHを新築する者

番　　　　　　　　　号

年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　　　所長　　　印

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・とする。

２　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　　（１）算定基準額　　　金　　　　　円

　　（２）交付決定額　　　金　　　　　円

３　交付額の確定

　　本補助金の額の確定は、補助事業の実績についてとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱（令和４年　月　日付第　　　　　　　　　　号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第４条第２項の規定を適用して算出した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　補助規程の遵守

　　本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

様式第７号の３（第10条関係）

※国費を財源とする他の補助金の交付を受けずにZEHを新築する者以外

番　　　　　　　　　号

年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　事務所長　　　　　印

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

　　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第１項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第８条第１項及び第18条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・とする。

２　交付決定額等

（１）本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

　（ア）算定基準額　　　金　　　　　円

　（イ）交付決定額　　　金　　　　　円

（２）交付確定額は、交付決定額のとおりとする。

３　補助規程の遵守

　　本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱（令和４年　月　日付第　　　　　　　　　　号鳥取県生活環境部長通知）の規定に従わなければならない。

様式第７号の４（第10条関係）

※国費を財源とする他の補助金の交付を受けずにZEHを新築する者

番　　　　　　　　　号

年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　事務所長　　　　　印

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

　　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第１項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第８条第１項及び第18条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・とする。

２　交付決定額等

（１）本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

　（ア）算定基準額　　　金　　　　　円

　（イ）交付決定額　　　金　　　　　円

（２）交付確定額は、交付決定額のとおりとする。

３　補助規程の遵守

　　本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱（令和４年　月　日付第　　　号鳥取県生活環境部長通知）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

様式第８号（第13条関係）

　　　年　　月　　日

鳥取県　　　　　　　所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　－

 申請者　　住所

 氏名

 　　電話

とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金進捗状況報告書

　　年　　月　　日付第　　　　　　　　　　号による交付決定に係る事業について、鳥取県補助金等交付規則第17条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金 |
| 交付決定 | 算定基準額 | 交付決定額 |
| 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定を受けた年度に係る実績 | 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込 | 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 着工年月日 | 　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 完成予定年月日 | 　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |